

調達要求番号：4SZW1A100004

陸上自衛隊仕様書	
物品番号	GM011213999
X線CT診断装置、全身用、 16列 保守点検	仕様書番号 熊本病-T1000017B
	作成 平成31年2月19日
	変更 令和4年2月17日
	作成部隊等名 自衛隊熊本病院衛生資材課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊熊本病院において使用するX線CT診断装置、全身用、16列の保守点検について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 点検対象器材

点検対象器材は、表1による。

表1-対象器材

品名	数量	製造業者
X線CT診断装置、全身用、16列	1	東芝メディカル

3 整備に関する要求

3.1 保守点検

点検は、次による。

3.1.1

点検内容

点検は、適切な作業管理のもと契約相手方の保守整備に関する点検表等に基づき、定期点検、故障修理及び緊急保守を実施するものとする。

3.1.2

定期点検

定期点検は、年2回（官側が指定した月）とし、点検項目に基づき実施するものとする。

3.1.3

故障修理

故障修理は故障発生の都度、故障診断、修理、調整及び性能試験等を実施するものとする。

3.1.4

緊急保守

緊急保守は、故障が発生した際に契約相手方は官側から連絡を受けたならば、速やかに技術者を派遣し整備及び復旧を実施するものとする。

3.2 部品交換

部品交換は、必要性が発生した都度交換するものとし、装着品と同等品を使用するものとする。

3.3 性能

性能は契約の相手方の保守点検項目等を満足するとともに動作に異常がないものとする。

3.4 保守点検項目

保守点検項目は表2、表3による。

表2－保守点検項目

点検項目（内容）	点検方法
1 点検作業開始前準備	
テストスキャンの実施	確 認
管球冷却確認	確 認
ガントリカバー取り外し	—
架台の回転（管球停止位置移動）	—
システムシャットダウン	—
2 ガントリ内部確認(DAS温調器、ファン等)	
DAS部主検出器温度設定の確認	確 認
DAS部DAS冷却ファンの回転確認	確 認
架台天井ファン動作確認	確 認
管球オイルクーラー部ファン動作確認	確 認
HFG筐体部ファン動作確認	確 認
3 ガントリ内締結部締付け確認	
架台 右側面 斜入ケーブルさばき確認	確 認
架台 左側面 斜入ケーブルさばき確認	確 認
4 緊急停止ボタン機能確認（コンソール、ハイブリッドキーボード）	
コンソールエマージェンシーボタン動作確認	確 認
5 コンソール部清掃、その他	
コンソールカバーの取り外し	—
PC用電源ケーブルの取り外し	—
CPUBOX吸気口の清掃	清 扫
CPUBOXエアフィルタの清掃	清 扫
CPUBOX排気口の清掃	清 扫
RECBBOX吸気口の清掃	清 扫
RECBBOX排気口の清掃	清 扫
6 ガントリ内部清掃（大電流スリップリング他）	
架台 電源ブレーカOFF	—
ドームカバーの取り外し	—
ブラシホルダの取り外し	—
摩耗粉の清掃	清 扫
ブラシ摩耗量確認	確 認
ブラシバリ確認	確 認
ブラシ、リング、リングホルダの固定確認	確 認
プラケット陰の摩耗粉の拭き残し清掃	清 扫

表2-保守点検項目（続き）

ドームカバーの取付	—
7 ガントリ内部清掃（ファンフィルタ、通気口の清掃等）	
天井カバーフィルタ部清掃	清掃
ガントリアンダカバー部清掃	清掃
検出器窓の入射窓の清掃	清掃
HFG通気口の清掃	清掃
8 油漏れ確認及びオイルクーラ清掃	
X線管油漏れ確認	確認
熱交換機器油漏れ確認	確認
ゴムホース油漏れ確認	確認
管球レセプタクル部確認	確認
高圧トランスレセプタクル部確認	確認
オイルクーラファン清掃	清掃
コンソール電源ON	—
オイルクーラポンプ動作確認	確認
9 コンソール内部ファン、ガントリ緊急停止ボタン動作確認	
CPU BOX ファン動作確認	確認
REC BOX ファン動作確認	確認
ガントリエマージェンシースイッチ動作確認（右パネル）	確認
電源の復帰	—
ガントリエマージェンシースイッチ動作確認（左パネル）	確認
パワーコント入力電圧確認（180V～220V）	—
DC電源電圧確認	—
[CPU BOX] PS2 (5V) 4.92～5.17V	確認
PS3 (12V) 11.9～12.5V	確認
PS4 (12V) 11.9～12.5V	確認
[REC BOX] R-PS1 (24V) 23.9～24.5V	確認
R-PS2 (3.3V) 3.29～3.35V	確認
R-PS3 (5V) 4.95～5.15V	確認
コンソール電源OFF	—
PCユニット内バッテリー交換	交換
XCS基板上のバッテリー交換	交換
PC用電源ケーブルの接続	—
カバーの取付	—
システム電源ON	—
10 KGTSM基板の安全回路確認、他	
点検準備及び点検前確認	—
安全用タイマ 1) チルト回路動作確認	確認
2) 寝台上下動作確認	確認
3) 天板水平動作確認	確認
スライド暴走検出回路確認	確認

表2－保守点検項目（続き）

インターフォン機能の確認		確 認
11 X線系調整及び出力確認		
管電圧（大焦点） 80 kV 5. 2 V±5%		確 認
120 kV 7. 8 V±5%		確 認
135 kV 8. 8 V±5%		確 認
管電流（大焦点） 30 mA 0. 59 V±15%		確 認
100 mA 2. 0 V±10%		確 認
250 mA 4. 9 V±10%		確 認
300 mA 5. 9 V±10%		確 認
小焦点での確認		確 認
管電圧波形の立ち上がり時間		確 認
曝射時間		確 認
I f 調整		調 整
ウォームアップの実施		確 認
ゲッターエージングの確認		確 認
12 ガントリ各部点検		
右側操作パネルLED消灯確認（スライド停止時）		確 認
右側操作パネルLED点灯確認（スライド動作時）		確 認
左側操作パネルLED消灯確認（スライド停止時）		確 認
左側操作パネルLED点灯確認（スライド動作時）		確 認
フットスイッチ確認		確 認
13 寝台内部点検		
フレキシブルカバーの引き上げ		—
水平動ガイドレバー汚れ清掃		清 扫
上下動用レール汚れ清掃		清 扫
水平ベルトの張り調整		調 整
寝台内部ケーブルの干渉、損傷確認		確 認
油圧回路の油漏れ確認		確 認
油圧シリンダロッド潤滑剤塗布		確 認
締結部品の確認		確 認
アンカボルト固定確認		確 認
DC電源確認 TP1 (0V) - CN101-1 (5V)		確 認
フレキシブルカバー固定		確 認
14 カバー取り付けおよび干渉確認		
コンソールカバー取付		—
架台カバー取付		—
ドーム部内部灯光器窓の汚れ清掃		清 扫
マイラーシートの取付及び状態確認		確 認
架台 内部干渉確認		確 認

表2-保守点検項目（続き）

15 インターロック、安全動作確認	
UP・LIMIT	確 認
TILT±30°	確 認
HEIGHT-0	確 認
HEIGHT-0.5	確 認
HEIGHT-1	確 認
HEIGHT-2	確 認
AUTO・STOP	確 認
DOWN・LIMIT	確 認
IN・LIMIT	確 認
OUT・LIMIT	確 認
OUT2	確 認
架台リアテープSW動作確認	確 認
架台フロントテープSW動作確認	確 認
架台リアドーム左右側のマットSW機能確認	確 認
16 作業のまとめと後片付け	
システム全体の外装状況の確認及び清掃	確 認
作業まとめ	

3.5 各構成品点検周期

6月周期とする。

3.6 外観

外観は、有害な欠陥がないものとする。

3.7 実施場所

実施場所は、官側が指定する施設又は契約相手方の指定する施設とする。

3.8 保守期間

保守期間は、契約日から1年間とする。

3.9 その他

- a) 点検中、異常箇所を発見した場合は速やかに契約担当官に報告し指示を受けるものとする。
- b) 作業中、その作業が起因と考えられる故障等が発生した場合は、契約相手方の責任とする。
- c) 契約相手方は、官側の要請により器材取扱等に関する技術的指導及び情報提供を実施するものとする。
- d) 契約相手方は、請負業務遂行に際して知り得た個人情報等を第三者に漏らし、複製し、目的外に利用し、又は持ち出してはならない。個人情報の秘密保持義務を遵守し必要な措置を講じなければならないものとする。
- e) 契約相手方が、上記に違反することによって、官側が損害を受けた場合、契約相手方がその損害を補償しなければならないものとする。

4 品質保証

4.1 品質試験

品質試験は、動作に異常がないことを確認するものとする。

4.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、表4による。

表4-提出書類

名称	時期	数量	提出先
点検作業報告書 ^{a)}	点検・整備終了後	1部	自衛隊熊本病院衛生資材課

注^{a)} 様式適宜とする。

5.2 仕様書に関する疑義

契約相手方は、この仕様書及び調達品目表に疑義を生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。